■Article(vol.53)■……

平成23年度税制改正はどうなったか

日税研専務理事　坂田純一

……

平成23年度の税制改正法案（平成22年12月16日：大綱閣議決定、平成23年1月25日：改正法案国会提出）（以下「当初改正案」という。）はどうなったのか、また、どうなるのか（3月31日「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律」いわゆる「つなぎ法」成立）。納税者はもとより税務の専門家である税理士の間では、大きな関心事となっている。

東日本大震災、福島原発事故の政府対応に対する批判が噴出し、国会が混迷。このような政局不安定の影響を受けたため、今年の税制改正に関していえば、「そのすべての成立はいつか」ということでみる限り、それは先行き不透明なものとなっている。

大震災後、特に民主・自民・公明の三党は、平成23年度の補正予算を作るに当たり、その都度、税制改正についても一定の合意を成してきていた。例えば、「法人税減税等を含む平成23年度税制改正法案の扱いについて、各党で早急に検討を進める。」とした三党政調会長合意（4月29日）や「平成23年度税制改正法案等の処理について、その一部を各党間で引き続き協議する。」とした三党合意（6月8日）がある。

また、去る6月22日には「当初改正案」の一部を分離させ、別途、新たな法律案としての「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（以下「税制整備法」という。）が成立し、同月30日に公布・施行（別段の定めのあるものを除く）されている。

「当初改正案」については、メルマガvol.47、48で稲葉知恵子拓殖大学助教がその概要を解説しているが、上記のように例年と異なり部分的な成立が図られていることから、改めて「当初改正案」の内容（構造）をいくつかに分解してみることとする。

「当初改正案」は、①税制抜本改革の一環をなす改正（附則104条3項と方向性を共有）、②政策税制の拡充・納税者利便の向上・課税の適正化、③期限切れ租税特別措置の延長等の三つ部分となる。これらのうち、今回「税制整備法」として改正が実現したのは、上記②のうち「納税者権利憲章の策定等国税通則法の抜本改正」を除いた部分と③のすべての部分となっている。また、「税制整備法」の改正理由としては、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設並びに認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

金融・証券税制の改正を行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例などの特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。」とされている。

・「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案要綱」
http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/177diet/sst230610y.pdf

・「平成23年度税制改正法案に係る法的手当て」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/23kaisei-hotekiteate.pdf

以下、「当初改正案」から分離された「税制整備法」のうち、税理士及び企業の税務担当者等間で関心の高い条項について紹介する。なお、この改正の施行は、「別段の定めのあるものを除き、公布の日（6月30日）から」とされている。（注：小見出し等の一部記載は、筆者）

一　所得税法関係

１．年金所得者の申告手続等の簡素化（申告不要制度の創設）

年金所得者の申告手続等について、次のとおり簡素化することとする。（所得税法第121条、第203条の3、第203条の5関係）

（1）その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であるものが、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、その年分の所得税について確定申告書を提出することを要しないこととする。

（2）公的年金等に係る源泉徴収税額の計算について、控除対象とされる人的控除の範囲に寡婦（寡夫）控除を追加するとともに、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項について、所要の整備を行う。（注）上記（2）の改正は、平成25年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用する。（附則第6条関係）

２．被相続人に生じている未実現利益の定期預金の利子等に対する課税の明確化

居住者が贈与、相続又は遺贈により利子所得、配当所得等の基因となる資産を取得した場合における当該資産に係る利子所得の金額、配当所得の金額等の計算については、その者が引き続き当該資産を所有していたものとみなして、所得税法の規定を適用することとする。（所得税法第67条の4関係）

３．申告義務のある者の還付申告書の提出期限の見直し

申告義務のある者の還付申告書については、その年の翌年1月1日（現行その年の翌年2月16日）から提出できることとする。（所得税法第120条関係）

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

４．金地金等の譲渡の対価の支払調書制度の創設

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行う金地金等の譲渡の対価に係る調書の提出制度等を整備することとする。（所得税法第224条の6、第225条関係）（注）上記の改正は、平成24年1月1日以後に行われる金地金等の譲渡について適用する。（附則第8条関係）

二　法人税関係

１．グループ法人税制の見直し

（1）完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制等について、次の見直しを行うこととする。

①内国法人がその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人で一定のものの株式等を有する場合におけるその株式等については、評価損を計上しないこととする。（法人税法第33条関係）（注）上記の改正は、法人が公布の日以後に行う評価換え等について適用する。（附則第12条関係）

②及び③省略

④複数の完全支配関係がある大法人（資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等をいう。）に発行済株式等の全部を保有されている法人については、中小企業者等の軽減税率を適用しないとともに、特定同族会社の特別税率の適用対象とする。（法人税法第66条、第67条、第143条関係）（注）上記の改正は、法人の平成23年4月1日以後に開始する事業年度（公布の日前に終了する事業年度を除く。）の所得に対する法人税について適用する。（附則第13条、第16条関係）

（解説）これに関係した租税特別措置法関係での改正は、次の通りである。

法人税法の改正に伴い、複数の完全支配関係がある大法人（資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等をいう。）に発行済株式等の全部を保有されている法人については、次の措置を適用しないこととする。（租税特別措置法第57条の10、第61条の4、第66条の13、第68条の59、第68条の66、第68条の98関係）

①中小企業等の貸倒引当金の特例における貸倒引当金の法定繰入率

②交際費等の損金不算入制度における中小企業者に係る600万円の定額控除

③中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置における中小企業者等の適用除外

２．仮決算による中間申告の見直し

法人税の中間申告制度について、次の場合には、仮決算による中間申告書を提出できないこととする。（法人税法第72条、第81条の20関係）

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

①前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が、10万円以下である場合又はその金額がない場合
②仮決算による中間申告書に記載すべき法人税の額が、前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額を超える場合

三　消費税関係

１．消費税免税事業者の要件見直し

事業者免税点制度における免税事業者の要件について、次のとおり見直しを行うこととする。（消費税法第9条の2関係）

（1）個人事業者のその年又は法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合において、当該個人事業者又は法人（課税事業者を選択しているものを除く。）のうち、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度に係る次に掲げる期間（以下「特定期間」という。）における課税売上高が1,000万円を超えるときは、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度については、事業者免税点制度を適用しない。

①個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの期間
②その事業年度の前事業年度（７月以下であるものその他一定のもの（③において「短期事業年度」という。）を除く。）がある法人の当該前事業年度開始の日以後6月の期間
③その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人のその事業年度の前々事業年度（その事業年度の基準期間に含まれるものその他一定のものを除く。）開始の日以後6月の期間（当該前々事業年度が6月以下の場合には、当該前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間）

（2）（1）を適用する場合においては、個人事業者又は法人が特定期間中に支払った所得税法に規定する支払明細書に記載すべき給与等の金額に相当するものの合計額をもって、（1）の特定期間における課税売上高とすることができる。（注）上記の改正は、平成25年1月1日以後に開始する個人事業者のその年又は法人のその事業年度について適用する。（附則第22条関係）

２．消費税の仕入制度税額控除におけるいわゆる「95％ルール」の見直し

課税売上割合が95％以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除する制度については、その課税期間の課税売上高が5億円（その課税期間が1年に満たない場合には年換算）を超える事業者には適用しないことと

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

する。（消費税法第30条関係）（注）上記の改正は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用する。（附則第22条関係）

四　租税特別措置法関係

１．認定NPO法人等の寄付に控除率40％の所得税税額控除を導入

認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除を次のとおり創設することとする。（租税特別措置法第41条の18の2、第41条の18の3関係）

① 個人が認定特定非営利活動法人に対して支出した当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に係る支出金については、その年中に支出した当該特定非営利活動に関する寄附金の額の合計額（当該合計額が、当該個人のその年分の総所得金額等の100分の40に相当する金額を超える場合には、当該100分の40に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の100分の40に相当する金額を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の100分の25に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該100分の25に相当する金額を限度とする。

② 個人が支出した特定寄附金のうち、次に掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件を満たすものに限る。）に対するもの（以下「税額控除対象寄附金」という。）については、その年中に支出した税額控除対象寄附金の額の合計額（当該合計額が、当該個人のその年分の総所得金額等の100分の40に相当する金額を超える場合には、当該100分の40に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の100分の40に相当する金額を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の100分の25に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該100分の25に相当する金額を限度とする。

イ　公益社団法人及び公益財団法人
ロ　学校法人等
ハ　社会福祉法人
ニ　更生保護法人

２．電子証明書による所得税額の特別控除の引き下げと延長

電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除について、税額控除額（現行5,000円）を平成23年分は4,000円、平成24年分は3,000円に引き下げた上、その適用期限を平成24年まで延長することとする。（租税特別措置法第41条の19の5関係）

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

３．雇用者数が増加した場合の特別税額控除制度の創設

青色申告書を提出する事業者で当期及び前期において離職者がいないことにつき証明がされたものが、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち、基準雇用者数が5人以上（中小企業者等については、2人以上）及び基準雇用者割合が100分の10以上であることにつき証明がされ、かつ、給与等支給額が比較給与等支給額以上である事業年度において一定の事業を行っている場合には、20万円に基準雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除ができることとする。ただし、当期の税額の100分の10（中小企業者等については、100分の20）相当額を限度とする。（租税特別措置法第10条の6、第42条の12、第68条の15の2関係）

五　保険年金に係る最高裁判決を受けた対応（特別還付金の支給制度の創設）

税務署長は、相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に該当する者又はその相続人に対し、平成12年分以後の各年分（当該年分の所得税について、更正をすることができる場合又は期限後申告書を提出することができる場合の年分を除く。）の保険年金に係る所得（以下「保険年金所得」という。）のうち所得税が課されない部分の金額に対応する所得税に相当する給付金（以下「特別還付金」という。）を支給する。以下略。（租税特別措置法第97条の2関係）

六　共通

１．故意の申告不提出によるほ脱犯の創設

確定申告書等をその提出期限までに提出しないことにより所得税を免れた者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとする。（所得税法第238条関係）（注）上記の改正は、公布の日から起算して2月を経過した日以後にした違反行為について適用する。（附則第1条、第92条関係）

（解説）この規定は、法人税法等、他の申告納税方式の税目に創設されている。例えば、（法人税法第159条関係）、（相続税法第68条関係）、（消費税法第64条関係）、（酒税法第55条、第57条関係）等である。

また、消費税については、不正還付未遂罪が創設された。（消費税法第64条関係）

以上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。